

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和元年7月23日(火)午後1時 議会委員会室

## 出席委員(7名)

(委員長)安 田 篤 (副委員長)安 達 卓 是  
岡 村 英 治 奥 岩 浩 基 土 光 均 三 嶋 秀 文  
矢田貝 香 織

## 欠席委員(1名)

渡 辺 穰 爾

## 説明のため出席した者

【こども未来局】湯澤局長

[子育て支援課]池口課長

【教育委員会】松下事務局長兼教育総務課長

[教育総務課]後藤教育企画室長 木村学校管理担当課長補佐

[学校教育課]西村課長 松本課長補佐兼学務担当課長補佐

仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐

## 出席した事務局職員

長谷川次長 安東主任

## 傍 聴 者

石橋議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 門協議員 戸田議員

報道関係者3人

## 報告案件

- ・部活動遠征等に係る「白バス」利用実態調査結果について [教育委員会]
- ・啓成小学校校舎等改築等工事基本設計業務の発注方法について [教育委員会]

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○安田委員長 ただいまから民生教育委員会を開会をいたします。渡辺委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。次に、報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。本日は、教育委員会から2件の御報告がございます。初めに、「部活動遠征等に係る「白バス」利用実態調査結果について」、当局の説明を求めます。西村課長。

○西村学校教育課長 では、前回口頭にて御報告させていただきました、部活動遠征等に係る「白バス」利用実態調査結果についてでございますが、米子市立中学校10校に照会をかけましたところ、本件容疑者への生徒輸送依頼の有無について、平成30年3月11日から令和元年6月12日までの間、延べ36件の該当ケースがございました。ただし、そのいずれにおきましても、利用者が道路運送違反と認識していた事案はございませんでした。今後の対応としましては、本事件を受けまして既に各学校長に対しまして、平成29年3月10日付の文部科学省からの通知「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・

利用ガイドライン」を全教職員に印刷・配布し、再度の共通理解を図るよう指導したところでございますが、本調査結果も踏まえまして、引き続き学校に対する指導の徹底を図り、無許可の営業目的のバスを利用することのないよう再発防止に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆さんの中から質問はありますか。はい、安達委員。

**○安達委員** 何点か教えていただきたいなあとと思うところですが、今、調査結果の概要のところであったんですけども、期間設定が平成30年3月11日から今年の6月12日までという設定期間はなぜなのか。もう少し前からはないのか。ということが知りたいのと、それから、「道路運送違反」という項目が出てくるんですが、法律はどんな法律なのかも教えてください。法ではないって言われたんですけども、「道路運送違反です」ということも言われですが、このことをまず教えてください。法律ではないかが「違反」という言葉が使われたんですが。

**○安田委員長** では2点の説明をお願いします。はい、西村課長。

**○西村学校教育課長** まず期間設定でございますが、これは警察が発表しました該当の容疑者の容疑の期間が昨年、つまり平成30年3月11日から本年5月3日というふうに発表がありましたが、それを含めた6月中に逮捕された日当日までということで期間設定をして学校のほうに照会をかけたところでございます。道路運送法違反につきましては、マイクロバスのほうを、国土交通省の無許可のマイクロバスを営業したと。いわゆる白タクあるいは白バスというところの営業をしたということでこちらのほうは認識しておりますが、新聞等、それから県の警察の発表等の文言としましては、「道路運送法違反」というふうにございましたので、その文言を使用しております。以上でございます。

**○安田委員長** 安達委員。

**○安達委員** えーとですね、法律、自分は使わなかったんですが、指摘のところでは、2の調査結果の概要のところでは、道路運送違反っていう、「法」を使ってないんですね。で、調査の概要のところでは「法」って言われるので、そこに一致が見られなかったの、法律なのか、法律だったら規定がどうなのかなあ、が知りたかったです。はい。

**○安田委員長** 西村課長。

**○西村学校教育課長** 失礼しました。2の調査結果の概要の3段目の「道路運送違反」というのは誤植でございまして、「道路運送法違反」が正式なものでございまして、法律でございまして。大変失礼をいたしました。

**○安田委員長** 安達委員。

**○安達委員** はい、わかりました。でですね、自分にかかわってちょっとしゃべらせてもらうんですが、自分も子どもの部活に送り迎えをしたことがありましてね。友達も連れてですね。それはいけないこと。事故ったときにいけないこと、の補償をね、自分が全部負わなきゃいけない。が、随分前から、静岡県であったようです。今から20何年前ですかね。こちらボランティアだけど、事故ったら全部補償を受ける。運転者がね。そこがまだ法整備がされてない中でこのようなことが起きたのかな。法整備はまだ追いつかないかなあと思います。で、中学校は部活が盛んに行われますから、こういうことが起こりうるというんですか、巻き込まれる可能性があるのかなあというところをですね、委員会や学校現場

はどのように普段から対応しておられるのかちょっと、指摘ということではないですが、現状、実情を知りたいです。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 民間の業者の交通機関、バス等の利用につきましては、今御紹介しましたようなガイドライン、国が定める「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」のほうを参考に利用するよう指導しているところでございます。それから、例えば教職員個人が乗せることは可能な限りないようにというふうには学校のほうも承知しておと思いますが、そうでない場合につきましては、例えば保護者の方にあらかじめ同意を得て、輸送したりというケースもあるように認識はしているところではございますが、いずれにしても今の御指摘のようなことも踏まえまして、学校のほうに、こちらもちょうと整理をしまして、改めて指導をしていきたいというふうにご考えております。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 最後にしますが。今後の対応のところにありますけれども、指導徹底を図りたいということは、もう少し中身を、どのように再発防止とかも含めて対応されようとするのか、もう少し具体的なものを見せてください。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 今回のことを受けまして、改めてこの通知を学校長に配付しまして、学校長のほうに指導させるのはもちろんですが、行く先のみならず利用業者であるとか、そういったこともきちんと指導するように通知したところでございます。あわせて今回、この業者だから安心ということではなくてですね、例えばバスを利用するときに、きちっとこれは緑ナンバーなのかどうかとか、そのあたりもきちっと確認するように重ねて指導したところでございます。以上です。

○安田委員長 いいですか。ほかに。奥岩委員。

○奥岩委員 まず、ちょっと伺っておきたいんですけど、今回の事案に関して、部活動の利用ということだったんですが、このバスの出入りをされたのが、学校さんのほうがそれぞれ主体になるのか、それとも部活動の保護者さんのほうが主体になるのか。それを、どちらが主体で手配をされたのか、そのあたりまず伺わせていただきたいです。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 これは学校のほうが手配をして、段取りをして利用したバスでございます。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 学校のほうがされたということで、再発防止で今回いろいろ御対応いただいたということのようなんですけど、実態をいろいろ伺ってみますと、部活動のほうの。県内で大会があつて送迎をされたりとか。さっきもちろっとお話が出たんですけど、保護者のほうで相乗りだったりとか、そういったようなのがあったりですとか、マイクロを使われるときも、顧問の先生がされたりとか。ほかのところにもそうは言っても送って、試合をずっと見られて、役員もされて、疲れたところは大変なので、業者さんをお願いしたりとかというような実態があるっていうのは聞いているんですけど、その辺は今、実際どんな感じなんですか。もう学校のほうで完全に「じゃあ遠方に行く場合は用意をしますよ」という感じなのか、もう顧問さんに任せてしまって、顧問の先生がそこを手配をされてな

のか、保護者会さんのほうが、「それも大変なので出しましょう」とかっていう形なのか。どういった感じでしょうか。

○安田委員長 はい、西村課長。

○西村学校教育課長 これは各学校、それから各部によりまして、それからその試合会場等によりまして、バスをチャーターする場合もございますし、あるいは保護者の方をお願いをして現地に送っていただいて現地集合という、形態はさまざまでございます。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 まあ、いろんな場合があるとは思いますが、皆さんの前で言うのもあれなんですけど、一番大事に考えんとしていうのは、生徒さんの安全がどう担保されるかということと、不測の事態が起きたときに、その責任をどこがしっかりと持たれるのかというところで、よかれと思って保護者さんもお手伝いはされているわけではありますし、顧問の先生も一生懸命でしょうし、皆さんが一生懸命されているのはすごくわかるんですけど、安全をどういうふうに担保を今後はされるのかなというところと、あと、今回白バスの件で報告がありまして、いろいろ再発防止に向けて通達はされたということなんですけど、そうは言っても、業界さん自体が人手不足ということもありまして、大会期間のというのはすごく需要が高まって、なかなかドライバーさんとかバスとかの手配が難しいというようなところもあると思いますので、その辺も実態のほうを調査をしていただいて、部活動のほうの何かしら補助が必要なのか、そういったところもできればあると、今後について考えやすいかなと思います。現状、そこらあたりはどのようにお考えでしょうか。

○安田委員長 はい、西村課長。

○西村学校教育課長 委員御指摘のようなどころまでちょっと詳細に、こちらの方で実態調査につきまして、まあいろんな大会ございまして、中体連の大会もあれば民間の団体の大会等もございまして、それら全てについて、こちらが詳細について把握しきれていない面もございまして、今後このことを受けまして、このほう実態調査を含めて行いながら、生徒の安全が担保されるように、こちらのほうでも整理して、改めて指導、通知していきたいというふう考えております。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 最後にしますが、今言っていたので、そういったところも含めて。今回、幸いにも事故がなかったというのは「不幸中の幸い」って言葉が適切かはわかりませんが、そういった事態ですので、今、意見言わせていただいたようなところも答弁いただきましたので、今後に向けてしっかりと、再発防止はもちろんですけど、その先のところも見据えていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 何点かお願いいたします。この36件の該当ケースがあったというところなんですけれども、全体に何件、遠征にバス利用をされたというふうな把握をされて、36件があったのかというところを教えてくださいたいとふうに思います。その中で、この36件が業者に行き着いた背景といいますか、たくさん当たったんですけども、そこになった理由ですね。予算の面であるとか、もともと常にそこを利用するようにしていたんだとか。競技によったり、学校によったり、顧問によったり、もしかしたらあったのかなというふうに思うので、もしわかっていたら、その点もお伺いしたいなという

ふうに思いますけど。まずどうでしょうか、その辺。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 この36件を分子として、分母総数は幾らかというふうなお尋ねだったと思いますが、実は照会のかけ方としまして、この該当の容疑者のバスを利用した件数は、ということで調査をしておりますので、全体の数が何件、恐らくものすごい数が上がると思うんですけども、そこまでは把握しきれていないということでございます。それからもう一つ、この容疑者のバスをどこで知ったかというようなお尋ねあったかと思いますが、口コミですね。要は口の紹介で、先輩の顧問のほうから、「ここの業者は安いよ」というようなことを聞いたというふうなことも聞いておりますし、それからあるいは中学校のみならず高等学校のほうの、同じ部活動ですと結構その顧問同士のつながり等もあるように把握しておりますので、そちらのほうで紹介があって利用させていただいたというふうなことも聞いております。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 はい、わかりました。そこのところは今後改善されていくというところだと思うんですけど、先ほど奥岩委員がおっしゃいましたけども、目的は輸送の安全が確保されていくというところにあるべきもので、たまたま今回の調査がこういった角度で調査されたんだろうと思いますけれども。じゃあ、この件を受けて、どうしていくのかというところについては、もう少し深掘りをして対策をしていくべきじゃないかなというふうに考えます。安達委員がおっしゃいましたように、保護者が、自分の子どもではないけれども同じ競技、大会に向かって行く子どもを乗っけて行くというのは、本当に事実としてあるのではないかなというふうに思います。過去の議会において、その点も含めて安全の確保というところで、移動距離も長くなったときにはバスの利用を積極的にというようなところで見直しをしていただいたところなんですけれども、これを機に予算の見直しであるとか、もう少し具体的に、実際どうなんだというところを、この業者を使ったというところの調査の先を見据えた再調査なりっていうのをしっかり把握していただきまして、子どもたちの安全確保という面で、いろいろな対策を講じていただければなというふうに思いますので、これは要望をしておきます。

○安田委員長 はい、ほかに質問。岡村委員。

○岡村委員 1点お伺いしたいと思うんですけども。36件の該当ケースということなんですけど、これは中学校の部活動の遠征ということですので、何校の中学校にまたがって、何クラブの積み重ねで36件になったのかというのは把握されていますでしょうか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 該当の校数はですね、3校でございました。この1年間に限っては3校。部活動の数につきましては、1種類というふうに把握しております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 つまり3校の部活動で、それぞれ一つずつの部活動だと。それが種類は同じだということですか。

○西村学校教育課長 はい。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 この種類は同じだというのは、何かこの問題について解決すべき問題として

把握するような内容ですか。例えば、何々の部活だとかということってというのは、言えない感じですか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 ちょっと部活の名称まではですね、この36件が全てこの容疑者のバスを使ったとはいえ、公式には14件というふうに出ているように、違法のバスと違法でないものといろいろごちゃ混ぜになっているようなことが推測されまして、そういった状況の中で、この部活動だというのはちょっと発言を差し控えさせていただきたいというふうに思いますが。ただ、委員御指摘のように、どうも先ほども申しましたように、1種類の部活ということは、高校も含めた顧問同士のつながり、ネットワークの中で、「このバスがいいよ」というようなことで紹介があったというふうに把握できましたので、このことを機に、この部に限らずですね、この部活動の種類すべての顧問については当然こういったバスを利用することがないように指導するんですが、それに限りませず、ほかの部活動につきましても同様にこうした事例を紹介しながら、再発防止に努めていきたいというふうに考えております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 ちょっとうがった見方で言わせてもらおうと、そのところをお願いすることによって、何か便宜を図ってもらおうとかということが常態化していたんじゃないかなっちゅう見方がね、うがった見方ですけどもできるので、そういった点についての調査ってというのはされたんですか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 この該当の指導者につきましては、別途個別に聞き取りをして、学校長に改めて指導したり本人に指導したりする中で、詳しく聞き取りをする中では、委員が今御指摘のようなことは把握はできませんでした。

○安田委員長 いいですか。ほかにはありますか。土光委員。

○土光委員 この事件が明るみに出たのはことしの6月12日というふうに、逮捕された日かな。というふうに思えばいいわけですか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 そうでございます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 3番で書いてる、ガイドライン、文科省の。これ平成29年つまり2017年だから2年前ですね。だから、このガイドラインが出たことと、今回明るみが出たことは、直接は関連はなかったというふうに思っているいいわけでしょうか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 このガイドラインは軽井沢のスキーバス事故等を受けて、国のほうが通知したものであって、そこには金額の範囲でございますとか、その中の一つとしてこうした違法の、無認可の営業のバス等を利用しないというふうな通知でございます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 ここに3番で書いてあるこれを、全教職員に印刷配付したのは、これはいつなんですか。

○安田委員長 西村課長。

○**西村学校教育課長** 今回の調査をする前、この事件が明らかになった6月12日以降の、学校に調査をかけたのは6月25日に、各学校に通知を出したところでございます。

○**安田委員長** 土光委員。

○**土光委員** というのは、私、この資料を見て一つひっかかる場所は、2番のところで、利用者(教職員)が違反とは認識していなかった、いた事案はなかった、つまりいなかったという断定で書いてるんですけど。一つは、例えば白タクだったら、バスのナンバーが白色ということで、見ればわかるんじゃないかと思うんですよ。それからもう一つは、こういったガイドラインが2年前に出ていたにもかかわらず、周知していなかったわけよね、そうすると。明るみになるまで。その辺の、だからなぜ認識していなかったか。認識はできたんじゃないかと思うんですけど。もう一つは、こういったガイドラインがあるにもかかわらず、これの周知不足というのは、やはりこういった事案が出た一つの理由というか原因としてやっぱり考えなければいけないのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**安田委員長** 西村課長。

○**西村学校教育課長** 一つは、この平成29年3月10日付の文科省の通知文につきましては、学校に配付して指導するように通知はしたところでございます。それから、学校のほうもそのことについては認識をしているんですが、要はそれを全ての教職員まで指導を徹底することができていなかったというようなことを把握していますので、そのような実態を踏まえまして、改めて同じものをまた配らせていただいたと。そして、全職員に印刷、配付するよう指導するように徹底したところでございます。それからもう1点の、白バス、ナンバーを見たらっていうところでございます。そのことにつきましても該当の教職員のほうにいろいろ聞いてはいたんですけども、そういった周知の徹底不足ということもあって、ナンバーまできちんと見ていなかったというようなことでございますので、そういったことも踏まえまして、今後、先ほども申しましたような同じような、一応、業者を使うにしても、きちんとナンバーの色を確認しながら生徒の安全を確保していくように指導したところでございます。

○**安田委員長** ほかに質問ありますか。ないようですので、本件については終了といたします。次に、「啓成小学校校舎等改築等工事基本設計業務の発注方法について」、当局の説明を求めます。松下事務局長。

○**松下事務局長兼教育総務課長** 啓成小学校の校舎等の改築等工事に係ります基本設計業務に係る発注方法について御説明いたします。お手元の資料を御覧いただけますでしょうか。まず1番目として、発注方法でございますけれども、これをプロポーザル方式を採用したいというふうに思っております。2番目に、このプロポーザルにする理由でございますけれども、この事業は本市では初めてとなります保小連携型。具体的に言いますと、啓成小学校と東保育園の、学校と保育園の整備を一緒にするものでございまして、これ、従来型の学校整備にとどまらないというところがございます。そのために、保育所との連携ということもございまして、さまざまな視点から整備を進めることが必要になってくるということでございまして、設計業務の選定に当たっては、従来であれば業務遂行に要する安い価格を提示したものを選定する、いわゆる指名競争入札でございますけれども、こういった方式ではなく、公募により複数のものから事業の目的に合致しました企画を提

案してもらって、その中から、企画ですとか提案能力のあるものを選ぶ方式であるこのプロポーザル方式のほうが適当であるというふうに考えたためでございます。3番目といたしまして、企画提案の主な内容でございますけれども、これはまだ今の時点で予定でございますが、一つ目に「地域に愛される学校施設及び保育施設の提案」ですとか、2番目といたしまして「長期的利用が可能な学校施設及び保育施設の提案」ですとか、3番目といたしまして「敷地の効率的な活用の提案」。こういったものを、それぞれの事業者さんから提案をしてもらう予定にしております。4番目といたしまして、このプロポーザルの評価委員会の設置ということでございまして、先ほどの企画提案の内容等を審査をいたしまして、これの優秀な業者さんに最終的にお願いするという、それを決める評価委員会というものを設置いたしまして。委員構成といたしましては、外部委員2名を含みます5名の評価委員より、受託事業者の選定を行う予定にしております。最後に、5番目として実施スケジュールでございますが、公告を本年の7月の下旬ごろ、そして事業者選定を本年の8月の下旬ごろ、そして3番目といたしまして…。一つ、ここでちょっと資料の訂正をお願いしたいのですけれども、「仮契約締結」というふうにしておりますけれども、これは正式には「契約締結」ということで、「仮」ということではございませんで、これはもう本契約といえますか正式な契約を、これを本年の9月の月上旬に予定をしているところでございます。説明は以上です。

**○安田委員長** はい、説明は終わりました。委員の皆様から質問等ございますか。安達委員。

**○安達委員** また何点かお聞きというか、尋ねたいことがあるんですが。米子市始まって初めてということを言われたと思うんですが、保小連携型ということですね。それがあって何かプロポーザルの方式を採用しますよってというのがですね、今までは入札では安ければ、まあ低価、廉価というのですか、それだったらそこが入札、落札ということだったのですが。いわゆる、企画立案をもらって評価するわけですよ。五人の委員さんになられた方が。その外部二人を含めてどのようなこの二人なのか、もう少し詳しく教えてもらえませんか。こんな見識を持った、知見を持った方を外部委員に取り入れて、内部を三人で、五人編成で企画立案を評価したいと思うんですが、そこのところをもう少し。

**○安田委員長** 松下事務局長。

**○松下事務局長兼教育総務課長** お尋ねの評価委員会の委員の構成でございますけれども、外部委員といたしましては、島根大学の総合理工学部の建築デザイン学科の教授の方がお一人、それと米子工業高等専門学校の建築学科の教授にお願いをしております。内部の委員でございますけれども、これは米子市の都市整備部長、それと福祉保健部のこども未来局長、そして私は教育委員会の事務局長として、私も委員になっております。

**○安田委員長** はい、安達委員。

**○安達委員** それと細かいこと言わせてもらえばと思うんですが。3点目の企画提案のところで説明があったんですが、自分はですね、「安全を担保に」という言葉が欲しかったんですが。「地域に愛される学校施設及び保育施設の提案」と「長期的な利用可能な学校施設と保育施設」、それで「敷地の効率的な活用」はわかるんですが、いわゆる役所的に言ったら、部が違いますよね。教育委員会と保育を担当する福祉保健部、そこをまたがるところですね、じゃあ、1部だから安全を確保されて、2部以上になったら違うのかっていう

論ではなくて、施設中に専門部門が違うところで意思疎通とか連携が十分図られるか、その安全担保ができるかが知りたかったのですが、そこを言われなかったので、そこはどのように考えておられて内容を網羅されようとしているのか教えていただきたいと思います。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下事務局長兼教育総務課長 今回のこの企画提案といいますのが、これはあくまで業者さんを決定するためのプロセスでございまして、委員が御指摘の安全の確保というのは、これは非常に重要なことだというふうに、私どもも思っております。これにつきましては、実際に業者さんが決まって基本設計の過程の中です、教育委員会と福祉保健部と連携をして、その辺はきちんと担保ができるようにしていきたいというふうに思っています。

○安田委員長 いいですか。ほかに意見等ございますか。土光委員。

○土光委員 3番で(1)(2)(3)があって、「長期的利用が可能な」という、これどういう意味なんですか。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下事務局長兼教育総務課長 具体的にもう少し詳しく申し上げますと、例えば将来改修整備を行いやすい施設の配置ですとか、そういったものですとか、あと将来の教育活動の変化に対応可能な部屋の区画ですとか仕上げ等、こういったものの提案をしていただきたいというふうに思っています。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 今言った、「将来の教育活動の変化」というのはどういうことなのですか。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下事務局長兼教育総務課長 これはですね、今の段階では社会情勢ですとか、子どもの数とか、そういったことも変わってくる可能性がありますけれども。その建物を、何と申しますか、ニーズに合ったように改築ですとか、そういったことがしやすいようなもの、そういったものが提案していただけますでしょうかというような、そういった観点を想定しております。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 建物のニーズって、これ小学校、保育園とニーズは決まっていますよね。それが変わるということも念頭においているということですか。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下事務局長兼教育総務課長 これは、何十年も恐らく校舎っていうのは使っていきますので、そういった将来、今の段階ではわからないところがございますけれども、将来そういった教育活動の内容が変わる可能性もございますので、そういったものに的確に対応ができるような提案をしていただきたいことを想定して、こういった募集要項を出していきたいというふうに思っています。

○安田委員長 よろしいですか。ほかには。奥岩委員。

○奥岩委員 まずですね、今回プロポーザル採用されたということで、初の事案ですし、教育委員会さん、福祉保健部さんとまたがっているということで、いろいろここに至るまでは大変だったと思いますが、その労力に関しては、まず敬意を表したいと思います。せつかく新しい方式を採用されるということですので、何点か、先ほどの土光委員の話とは重なるとは思いますが質問させていただきたいんですが。3番の企画提案の主な内

容で、これも予定なのでどういったふうになるかはまだはっきりしないと思うんですが、この（１）（２）（３）のところの「地域に愛される」ですとか、「長期的利用」ですとか、「敷地の効率的な」というところが、割りと自由度を業者さんに持たせているのでこういった表現になっているのか、それともある程度、教育委員会さんなり福祉保健部さんなりで、考え・想定があってでこういったふうに書かれているのか、ちょっとその辺がわからないですけど、もし、ある程度想定があるようでしたら、ちょっとお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下事務局長兼教育総務課長 具体的な提案というのは、こういったものを出していただけるかというのは、非常に期待しているところでございますけれども。そうは言っても委員がおっしゃいますように、何も無い状況で、これだけの表現で、じゃあこういった提案が出てくるのかということところは、不透明なところがございますので。私どもが想定しておりますのが、例えば一番最初の「地域に愛される学校施設」等の提案でございますけれども、想定しておりますのは、例えば、景観に配慮して児童や地域住民の方々が親しみを持てるような学校施設ですとか保育施設の提案ですとか、県産材を活用した地場産業の活性化を図るような提案ですとか、そういったものを想定しておりますし、２番目は先ほど申しましたし。３番目の敷地の効率的な活用については、例えば小学校と保育園の連携をするにあたって、こういった施設に共有スペースをどういうふうに併設をしていただけるのかとか、あとは動線で、やはり小さい子どもさんと小学校の例えば６年生の児童と一緒に遊んだりするということになると非常に危険な状況もございますので、そういった児童や園児の安全に配慮したようなものをちょっと想定しております。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今で理解しました。ありがとうございます。さっきもちらっと言ったんですけど、プロポーザルは本市初めてですし、都市部ではこういった形式が多々見られて、小学校の跡地活用ですとか公共施設の跡地活用で、いろいろな事案が出ていると思うんですけど、その辺のところ、どのあたりの業者さんが手を挙げられるのかっていうのもありますし。地元の業者さんですと、慣れておられるところ慣れておられないところっていうようなところもありますので、先ほど御答弁されたような内容は、募集要項のところにも恐らく明記されると思いますし。あと、ちょっと補足させていただきますと、保小連携のそういったところの補足資料も外部リンクか何かで、業者さんがある程度知識が入るような補足をしていただけると、よりよいものが出てくるのかなとは考えますので、そのところ少し内部でお話ししていただけたらと思いますので、お願いします。以上になります。

○安田委員長 ほかに質問等ありますか。岡村委員。

○岡村委員 ８月下旬に事業者選定ということなんですけども、この選定に当たっての何かいろんな基準でいうのでしょうか、そういうのってのはあらかじめ設けて、それによって何点何点とかがっていうふうな形で、やっていくということになるのでしょうか。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下事務局長兼教育総務課長 評価基準ですとか、審査の方法ですとかというような御質問だと思うんですけども、これにつきましては、今後この評価委員会というのを開きま

して、その中で募集要項の精査ですとか、そういったものをしていただいた上で、実際に公募に出すという形になりますけども、その審査委員会の中でそういったものは決定していきたいというふうに考えております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 それでは、具体的にはこれから検討して決めていくということですね。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下事務局長兼教育総務課長 はい、そのとおりでございます。

○安田委員長 ほかにありますか。

○安達委員 ちょっと1点だけ。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 安全のところを言ったんですけれども、保育園は全部、僕は市内の社会福祉法人も含めて見てないですが、大体塀で囲ってありますよね。小学校は塀を囲わない、ですよ。これは外からの、まずそのところはどうやって設計の中にあるのか、ちょっと教えてもらえませんか。その中にも、プロポーザルの中に入れられるのかどうか。学校は大体、敷地はフリーで入れますよね。俺たちが入るとだめって、校長の、書いてありますけど大体。でも、塀はないですよ。保育園はありますが、どうでしょう。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下事務局長兼教育総務課長 先ほども少し触れましたけれども、実際のレイアウトですとか、そういったものは業者さんが決まった後に基本設計を実際にその業者に依頼したって、その中で詳細な打ち合わせをしてですね、福祉保健部とも連携を密にして決めていきたいというふうに考えております。

○安田委員長 いいですか。ほかに質問等ございますか。はい、西村課長。

○西村学校教育課長 訂正で1点お願いいたします。先ほどの白バスの件で、土光委員さんの御質問にあった、学校のほうにいつ改めて通知を出して指導したかという。6月25日と申しあげましたけど、6月13日の間違いでございました。訂正いたします。

○安田委員長 よろしいですか。ほかにないようですので、本件については終了といたします。以上で全ての報告案件が終わりました。民生教育委員会を閉会をいたします。御苦労さまでした。

#### 午後1時39分閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 田 篤